

議案第 81 号

上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年上越市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 上越市長の部上越市重度心身障害者医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項中「上越市国民健康保険条例（昭和 46 年上越市条例第 66 号）」を「医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。以下同じ。」に改め、「（以下「医療保険給付関係情報」という。）」を削り、同部生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものの項中「（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。以下同じ。）」を削り、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「公的給付支給口座登録簿関係情報」を「公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同部上越市老人医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項中「(5) 医療保険給付関係情報」を「(5) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

(6) 公的給付支給等口座登録簿関係情報」

に改め、同部上越市ひとり親家庭等医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるものの項中「(4) 医療保険給付関係情報」を

「(4) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

(5) 公的給付支給等口座登録簿関係情報」

に改め、同部上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるものの項中「地方税関係情報であつて規則で定めるもの」を「次に掲げる情報であつて規則で定めるもの

(1) 地方税関係情報

(2) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

(3) 公的給付支給等口座登録簿関係情報（子どもの医療費助成に限る。）」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。